

むつ市制施行60周年記念冠事業取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民とともに市制施行60周年を祝い、60周年を祝う気運を高めることを目的として、市民等が実施する事業のうちその名称に記念事業である旨を冠称として付したものの（以下「冠事業」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(冠称の種類)

第2条 冠称の種類は、次のとおりとする。

- (1) むつ市制施行60周年記念
- (2) 前号のほか、市長が特に認めたもの

(対象事業)

第3条 冠事業の対象となる事業は、2019年4月1日から2020年3月31日までの期間に、市内に活動拠点を有する個人、団体、事業所を有する法人その他の団体が実施するものであって、次の各号のいずれかに該当する事業であること。

- (1) 市民の郷土愛の醸成に繋がる事業であること
- (2) 市の魅力発信に繋がる事業であること
- (3) 次世代に夢や希望を繋ぐ事業であること
- (4) 市民の暮らしと生活の向上に繋がる事業であること

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は対象としない。

- (1) 法令又は公序良俗に反する事業
- (2) 政治、宗教又は思想的活動等を目的とする事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないとする事業

(事業の申請)

第4条 冠事業を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、冠称の使用を開始する日の1か月前までに、むつ市制施行60周年記念冠事業承認申請書（様式第1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業の承認)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、むつ市制施行60周年記念冠事業承認（不承認）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により承認を受けた者（以下「事業者」という。）は、次に掲げる支援を受けることができる。

- (1) 第2条に定める冠称の使用
- (2) 市ホームページを活用した事業内容の周知

(3) 60周年記念ロゴマークの利用

(4) その他市長が定めるもの

(事業中止等の届出)

第6条 事業者は、冠事業の中止又はその事業内容等の変更をする場合は、むつ市制施行60周年冠事業計画変更(中止)承認申請書(様式第3号)により、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(承認の取消し)

第7条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、承認を取り消すものとする。

(1) この要領の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。

(2) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

(実績報告)

第8条 事業者は、冠事業の終了後30日以内に、むつ市制施行60周年記念冠事業実績報告書(様式第4号)に事業の実績が分かる書類等を添付し、市長に提出しなければならない。

(紛争の解決)

第9条 事業者は、冠事業に関して第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任において解決するものとし、市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、冠事業の募集に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、2019年3月1日から施行する。

2 この要領は、2020年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条から第10条の規定は、失効後もなおその効力を有する。